

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 6 月 17 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500772号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600049号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月12日の標準賞与額を7万8,000円、平成17年8月12日の標準賞与額を9万1,000円、同年12月28日の標準賞与額を18万円、平成19年8月10日の標準賞与額を9万1,000円、平成20年8月12日の標準賞与額を6万5,000円、平成21年12月25日の標準賞与額を6万円、平成22年8月11日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成16年8月12日、平成17年8月12日、同年12月28日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月12日、平成17年8月12日、同年12月28日、平成19年8月10日、平成20年8月12日、平成21年12月25日及び平成22年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月
④ 平成19年8月
⑤ 平成20年8月
⑥ 平成21年12月25日
⑦ 平成22年8月

A社から平成16年8月、平成17年8月12日、同年12月、平成19年8月、平成20年8月、平成21年12月25日及び平成22年8月に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、これらの賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、これらの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、当該期間においてA社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、請求期間①については、上記賞与明細書により、厚生年金保険法第24条の3の規定による賞与額の千円未満の端数の切り捨てをせず、総支給額(78,750円)に当時の厚生年金保険料率(135.8/1000)を乗じて算出された個人負担分の厚生年金保険料(5,347円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが必要である。賞与支給日については、事業主の陳述から平成16年8月12日とすることが必要である。

請求期間④から⑦までについては、請求者及びA社から提出された請求者の賞与明細書により、請求者は、これらの請求期間において同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間④から⑦までに係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間④は9万1,000円、請求期間⑤は6万5,000円、請求期間⑥は6万円、請求期間⑦は6万円に訂正することが必要である。賞与支給日については、請求者の預金取引明細表により確認できる振込日から、請求期間④は平成19年8月10日、請求期間⑤は平成20年8月12日、請求期間⑦は平成22年8月11日とすることが必要である。

請求期間②及び③については、請求者から提出された預金通帳及び平成17年分給与所得の源泉徴収票並びにB銀行から提出された請求者の預金取引明細表により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、請求期間②については、日本年金機構C年金事務所から提出された同僚の賞与明細書により、請求期間③については、当該同僚から提出された賞与明細書により、当時の厚生年金保険料率により算出された厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できることから、請求者も請求期間②及び③において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、請求者の預金通帳及び預金取引明細表により確認できる賞与振込額並びに同僚の賞与明細書を基に推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間②は9万1,000円、請求期間③は18万円に訂正することが必要である。賞与支給日については、預金取引明細表により確認できる振込日から、請求期間③は平成17年12月28日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者

賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の資料がなく不明としているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500881号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600012号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和37年1月まで

時期は不明であるが、私の父がA町で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても納付していたはずである。父は既に亡くなっていて、国民年金保険料の納付方法等の詳細は全くわからないが、今回、肌色の国民年金手帳が見つかり、請求期間が国民年金被保険者期間となっているので、調査の上、請求期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「父が、A町で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても納付していたはずである。」と陳述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和37年2月頃にA町で払い出されたと確認できることから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われたと考えられる上、i) 請求者は昭和36年4月にはA町に戻ってきていたと陳述しているが、転居による住民票の異動には請求者自身関わっておらず、請求者の戸籍の附票によると、請求者がA町に住所を定めた日は「昭和37年2月1日」であること、ii) 国民年金における被保険者資格の審査に関する通達によると、国民年金の被保険者資格取得届の提出を受けた市町村長は備え付けの住民票等により、氏名、住所及び生年月日を審査する取扱いとなっていたこと、iii) 請求者が婚姻後に転居し、前住所地のA町から請求者の国民年金の被保険者情報を受け取ったB市における請求者の国民年金被保険者名簿にも、請求者の国民年金の資格取得日として「昭和37年2月1日」と記載されていること、iv) 請求者は請求期間における国民年金保険料の納付方法等の詳細は全くわからないと陳述していること、これらの状況から、請求

期間は国民年金の未加入期間であったことが認められ、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、請求者は、「肌色の国民年金手帳が見つかった。」として、国民年金の資格取得年月日が昭和35年10月1日と記載された国民年金手帳（昭和41年4月1日発行、C県）の写しを提出しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和37年2月頃に払い出されており、請求者の当該国民年金手帳は資格取得日以降に発行されていることが確認できるほか、当該国民年金手帳の資格取得日が請求者の20歳前である昭和35年10月1日と記載されていることについて、A町は「請求者が20歳に達した昭和35年*月は、国民年金加入手続の準備期間に該当したため、国民年金制度開始の日付（昭和35年10月1日）が記載されたと考えられる。」と回答していることから、当該国民年金手帳に記載された資格取得日をもって、請求期間が国民年金の加入期間であり、請求期間の国民年金保険料が納付されていたとまでは言えない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501009号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600011号

第1 結論

昭和53年*月から昭和56年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和56年2月まで

私が20歳になった昭和53年*月頃に、私の母が当時大学生であった私のために国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も納付していたと母から聞いているので、調査の上、請求期間について国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和53年*月頃に、請求者の母が当時大学生だった請求者の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料も母が納付していたと主張しているが、請求者の母は、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、請求者自身も国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和57年6月頃に払い出されたものと推認され、A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、請求者の国民年金被保険者資格取得日は同年6月24日任意加入とされていること、請求者の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として「昭和57年6月24日」と記載され、同手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日」が「昭和57年6月24日」、「被保険者の種別」が「任」と記載されていることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。